

平成21年度 東海農政局行動計画（案）

平成21年3月

東海農政局

【問い合わせ先】

東海農政局：企画調整室
担当者：室長補佐(基本計画推進)
電話：(代表)052-201-7271(内線 2316)
F A X：052-219-2673

<http://www.maff.go.jp/tokai/>

- 目 次 -

食料・農業・農村基本計画に基づく「平成21年度東海農政局行動計画」

地域の食料自給率の向上に向けた取組の推進	1	~	5	頁
東海農業・農業関連産業の振興	6	~	12	頁
環境・資源の保全と魅力あるむらづくりの推進	12	~	16	頁

目標及び平成21年度活動計画について

第1, 地域の食料自給率の向上に向けた取組の推進

- 食の安全及び消費者の信頼の確保、消費者等との連携の強化を中心として -

目 標		平成21年度活動計画																				
項	目	指標、目標値、達成状況等					目標設定の考え方															
東海地域の食料自給率の向上	東海地域が連携して食料自給率向上に取り組む体制の整備	指 標 : 研究会への参加団体の拡大 目標年度 : H21 担 当 部 : 企画調整室 (単位: 団体)					自給率向上に係る国民一人一人の関心、理解の醸成を図ることを目的として関係機関、団体等間で取組に関する意見や情報交換を行う研究会を開催するとともに、農業者・農業団体、食品産業事業者等の団体について毎年、規模の拡大を図る。目標値は19年度参加団体(H19実績: 31団体)を基に、未参加分野等から毎年3団体づつの新規参加を実現するものとして設定。															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>23</td> <td>34</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>20</td> <td>31</td> <td>34</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18		H19	H20	H21	目 標	-	-	-	23	34	37	実 績	-	-	20	31
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																
目 標	-	-	-	23	34	37																
実 績	-	-	20	31	34																	
						2, 具体的取組内容 (1) 東海地域食料自給率向上研究会の開催(1回) フードバンクをテーマに、食品産業事業者等に活動への理解を深め、個々の食生活における食べ残し等を減らす取組を広めるものとする。 (2) 東海地域食料自給率向上研究会への参加団体の拡大に向けた各種会議等における参加要請(随時) ・電話、訪問及び各種会議等での参加要請 ・研究会開催概要、参加者の意見等を東海農政局ホームページ(以下「局HP」という。)に掲載。 (3) 食料自給率に関する勉強会・説明会の開催及び参加(随時) 食料自給率向上をテーマとする講演依頼及び各地域、団体等の勉強会等については、時間、場所、参加人数等を問わず随時積極的に取り組む。 (4) ふるさと農林水産フェア他各種イベント出展 (5) クッキング自給率(料理自給率計算ソフト)の普及 特に子育て世代をターゲットとして、毎日の食生活の中で食料自給率を意識し、食料自給率の向上に繋げてもらえるようなイベント、講演等の機会を捉え、口頭及び資料配付によりクッキング自給率の普及を図る。 (6) 食料自給率向上に関するパンフレットの配布(40,000部超) 内訳 サイバーラビット 25,000部 身近なたべもの 16,000部																

目 標		平成21年度活動計画																							
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標設定の考え方																						
	飼料自給率の向上	<p>指 標 : 粗飼料の作付面積の拡大 目標年度 : H21 担 当 部 : 生産経営流通部</p> <p style="text-align: right;">(単位: ha)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> </tr> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6,400</td> <td>6,900</td> <td>7,300</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>6,190</td> <td>6,020</td> <td>5,960</td> <td>5,890</td> <td>集計中</td> <td></td> </tr> </table> <p>各年度の飼料作付の増加面積 = (10,000ha - 5,960ha) / 9 450ha / 年</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	-	-	6,400	6,900	7,300	実 績	6,190	6,020	5,960	5,890	集計中		<p>目標設定の考え方 全国飼料増産行動会議で示された平成27年度における東海地域の飼料作付目標面積1万ha(H18:5,960ha)を達成するため、これに必要な各年度の目標値を設定。 目標値の設定は、各年度の飼料作付の増加面積を約450ha/年とした。</p>	<p>1, 取組の方向 飼料生産に係る普及・推進活動が不十分であったことや、取組に地域間格差がある等の20年度の取組の検証結果・指摘等を踏まえ、東海地域飼料増産推進協議会において決定する21年度行動計画に即し、拡充された支援策の有効活用や水田における飼料作物作付けのメリットに係る普及・推進活動に重点を置いて、会議の開催や普及活動により、飼料生産の底上げを図る。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 東海地域飼料増産推進協議会の開催(2回) 飼料作物の生産拡大を図るための行動計画の策定及び取組の検証結果を踏まえた運動方針等を検討する。 (2) 東海地域飼料増産推進協議会・現地検討会の開催(3回) 飼料作物の生産拡大を図るため、生産者及び生産者団体等を対象に飼料米・稲WCS、トウモロコシサイレージ、水田放牧をテーマとして、現場での取組を踏まえた情報提供・意見交換を実施する。 (3) 普及・推進のためのキャラバンとPR資料の配付(適宜) 飼料作物の生産拡大を普及・推進するために、県とも協議しつつ、作付可能性のある地域を特定した上で、地域水田協議会等の生産者等が参集する会議において、支援策等のPRを実施する。 (4) フォローアップのための現地指導(随時) 市町村・生産者団体の会合等に出席し、支援策のPR、現地実態把握及び指導を実施する。</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目 標	-	-	-	6,400	6,900	7,300																			
実 績	6,190	6,020	5,960	5,890	集計中																				
	地産地消の推進	<p>指 標 : 地産地消の認知度の向上 目標年度 : H21 担 当 部 : 生産経営流通部</p> <p style="text-align: right;">(単位: %)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> </tr> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>47</td> <td>54</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>40</td> <td>45</td> <td>59</td> <td></td> </tr> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	-	-	47	54	60	実 績	-	-	40	45	59		<p>地産地消とは、どんな取組かを消費者に知ってもらい、認知度を向上することにより、地域農業への理解促進、国産品の愛用運動につなげ、もって自給率向上に資するとの観点から目標を設定。 目標値は、18年度に各県で実施された「食料に関するアンケート」結果をもとに設定。</p>	<p>1, 取組の方向 地産地消の認知度向上及び地産地消推進計画の策定促進に向けた取組を行うとともに、自給率向上や食育との連携及び農商工が連携した取組を推進する。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 地産地消の推進(各種相談への対応、パネル展示) (2) 現地実態調査(3県) (3) 優良事例、イベント情報等の収集・紹介(全国地産地消優良活動表彰への推薦等) (4) 地産地消推進計画の策定指導(担当学会議における策定指導等) (5) 社員食堂や学校給食における地場農林水産物の活用の推進(官公庁、学校給食関係者や給食事業者への働きかけ等) (6) 地産地消仕事人の選定・活用(各県1名以上選定)</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目 標	-	-	-	47	54	60																			
実 績	-	-	40	45	59																				
	食育の推進	<p>指 標 : 食事バランスガイドの普及・推進</p>	<p>17年度に適正な食事の摂</p>	<p>1, 取組の方向</p>																					

(食事バランスガイドの認知度向上)
 目標年度 : H21
 担当部 : 消費・安全部

(単位: %)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
目標	-	20	40	50	60	70
実績	-	30	41	57	集計中	

取量を分かりやすく示した「食事バランスガイド」を策定。食生活指針を具体的な行動に結びつけるものとして、目標に設定。目標値は、今後より多くの人にバランスのとれた食生活を身に付けてもらえるようイベント実施等により、5年間で認知度を食品トレーサビリティの認知度と同等の70%として設定。

関係者と連携した国民運動としての食育推進に向け、食育推進基本計画と各県の食育推進計画との整合性を取りつつ、教育ファームの推進及び当面の最重要課題である「食事バランスガイド」の認知度向上のための具体的取組を着実に推進。

2. 具体的取組内容

- (1) 関係者と連携した食育の推進のための食育総合展示会等の開催(2回)
 - ・子育て世代を対象にした食育推進学習会の開催
 - ・教育ファームの成果発表会の開催
- (2) 19日の「食育の日」を中心とした、食事バランスガイドの活用
 - ・各種イベント等による出展
- (3) 6月の食育月間に食事バランスガイドの普及・活用の取組を実施
 - ・「消費者の部屋」で食事バランスガイドをテーマにした特別展示等
- (4) 食育推進のための意見交換会の開催
 - ・東海3県、名古屋市の実務担当者との食育推進について意見交換
- (5) 局HP「食育」等で普及・活用に役立つ情報の発信
 - ・東海食育推進だよりの掲載、教育ファームの事例紹介、市町村食育推進計画、教育ファーム推進計画等の策定状況の発信

米・麦の消費拡大の推進

指標 : 米飯学校給食の推進(米飯学校給食の1週間当り実施回数の維持)
 目標年度 : H21
 担当部 : 食糧部

(単位: 回)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
目標	-	3.0	3.0	3.2	3.2	3.2
実績	3.0	3.0	3.1	3.1	集計中	

(注)米粉パン給食はその実態に応じて、米飯給食回数に含む。

基本計画において、学校給食における米飯給食の普及・定着及び米の粉体利用の促進が掲げられており、目標として設定。米飯学校給食の実施回数については、食料自給率向上協議会が「食料自給率向上に向けた行動計画」で目標値として、週3回を設定しているが、東海地域は米飯給食(米粉パン給食を含む)の更なる増加へ向け、取り組むこととし、H19以降は現状より0.1プラスを目標とする。

1. 取組の方向

栄養バランスに優れた米を中心とする「日本型食生活」の実践に資するため、ごはん食の推進に向けた普及活動、米飯(米粉パンを含む)給食の回数の維持・定着及び増加などに取り組む。

2. 具体的取組内容

- (1) 学校給食関係者との情報交換(随時)
- (2) ごはん食(日本型食生活)推進に向けたイベント等の開催
- (3) 「めざましごはんキャンペーン」を通じた朝ごはんの重要性のPR活動として、「食育実践セミナー」の開催

目 標		平成21年度活動計画																																																													
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標設定の考え方																																																												
		<p>指 標：米粉食品の普及・推進（米粉食品取扱店数の増加）</p> <p>目標年度：H21</p> <p>担 当 部：食糧部</p> <p style="text-align: right;">(単位：店)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>23</td> <td>27</td> <td>43</td> <td>50</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>19</td> <td>29</td> <td>36</td> <td>44</td> <td>集計中</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	23	27	43	50	58	実 績	19	29	36	44	集計中		<p>食料自給率向上協議会が計画目標とする米粉新食品の認知度（30%）を達成するため目標を設定。目標値は、これまでの取組成果を考慮しH21の目標設定を平成17年度実績の倍増とした。</p>				<p>1．取組の方向</p> <p>食の多様化、簡便化に対応するため、米粉食品の認知度の向上を図ることとし、米粉パン等の米粉食品取扱店の情報の収集及び提供に取り組む。</p> <p>2．具体的取組内容</p> <p>(1) 米粉食品の認知度を向上させるための米粉パン教室等の開催(1回)</p> <p>(2) 米粉食品の普及・推進に向け米粉食品取扱店の情報収集</p> <p>(3) 東海農政局HP等による取組例等の情報発信</p>																																			
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																																									
目 標	-	23	27	43	50	58																																																									
実 績	19	29	36	44	集計中																																																										
食の安全及び消費者の信頼の確保	JAS法に基づく食品表示の適正化の推進 (表示実施率の向上、不適正表示の減少)	<p>指 標：生鮮食品の適正な品質表示確保率</p> <p>目標年度：H21</p> <p>担 当 部：消費・安全部</p> <p style="text-align: center;">名称表示に係るAランク店舗の割合</p> <p style="text-align: right;">(単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>75</td> <td>77</td> <td>79</td> <td>82</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>61.6</td> <td>64.9</td> <td>73.6</td> <td>76.0</td> <td>集計中</td> <td></td> </tr> <tr> <td>参 考</td> <td>72.3</td> <td>78.1</td> <td>88.5</td> <td>87.6</td> <td>集計中</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">原産地表示に係るAランク店舗の割合</p> <p style="text-align: right;">(単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>63</td> <td>65</td> <td>68</td> <td>71</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>46.6</td> <td>50.9</td> <td>65.6</td> <td>67.6</td> <td>集計中</td> <td></td> </tr> <tr> <td>参 考</td> <td>61.4</td> <td>68.0</td> <td>83.4</td> <td>81.3</td> <td>集計中</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) Aランク店舗とは、全ての生鮮食品に表示のある店舗をいう。</p> <p>(注2) 参考欄は、全調査店舗の調査結果を単純平均して求めたもので昨年度までの公表値。20年度から実態を反映し、県域店舗、広域店舗を加重平均して求めた数値を実績値とした。</p> <p><16年度調査実績/Aランク店舗の割合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称表示：72.3% 61.6% ・原産地表示：61.4% 46.6% 		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	75	77	79	82	85	実 績	61.6	64.9	73.6	76.0	集計中		参 考	72.3	78.1	88.5	87.6	集計中			H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	63	65	68	71	75	実 績	46.6	50.9	65.6	67.6	集計中		参 考	61.4	68.0	83.4	81.3	集計中		<p>食品表示については、消費者に食品の情報が正確に伝わるのが重要であることから、目標として設定。目標値は、16年度調査実績を基に、Aランク店舗を10%程度増加するよう設定。</p>				<p>H21活動計画</p> <p>1．取組の方向</p> <p>消費者に軸足を置いた分かりやすい表示制度を目指して、食品表示監視調査の実施、食品表示制度の普及、関係行政機関との連携を柱に取組を行う。監視調査については、実施計画に基づき平準的、効果的に行う。食品表示110番には迅速、確実に対応する。消費者、事業者等を参集したフォーラム、セミナーの開催等の食品表示制度の普及は若年層から高齢者まで、幅広い取組を行う。出張講座では、事業者、生産者に対し食品表示制度の普及、法令遵守等を推進する。東海3県、消費安全技術センター、公正取引委員会等、関係機関と連携した食品表示の適正化に努める。食品表示監視協議会を通じ、各県食衛法、景表法担当、警察との連携強化に努める。統括表示・規格指導官を中心に、地方農政事務所の監視調査対象と110番情報との総合的調整等を一体的に進める。</p> <p>2．具体的取組内容</p> <p>(1) 食品表示110番への情報提供に対する対応は原則5日以内とし、進行管理と記録・保存を確実に実施</p> <p>(2) 食品表示地域フォーラム、セミナー開催に係る指導・助言</p> <p>(3) 職員研修の開催(4回以上)</p> <p>(4) 中部運輸局との意見交換会(1回)</p> <p>(5) 東海3県の表示担当者との意見交換会の開催(1回)</p> <p>(5) 公正取引委員会、警察庁、厚生労働省、農林水産省の管区機関からなる食品表示関係機関連絡会での情報交換及び連携の強化(2回)</p> <p>(7) 県のJAS部局、食衛部局、景表法部局及び警察との情報交換及び連携強化のため、食品表示監視協議会を定期的に開催(2回以上)</p> <p>(8) 県との情報の共有化及び連携の強化に関する交換会(1回/月)</p> <p>(9) 消費者を対象にした親子食品表示パトロール隊の実施(各県)</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																																									
目 標	-	75	77	79	82	85																																																									
実 績	61.6	64.9	73.6	76.0	集計中																																																										
参 考	72.3	78.1	88.5	87.6	集計中																																																										
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																																									
目 標	-	63	65	68	71	75																																																									
実 績	46.6	50.9	65.6	67.6	集計中																																																										
参 考	61.4	68.0	83.4	81.3	集計中																																																										

				<p>1回) (10)消費者団体、事業者等の集会や大学、生涯学習等、幅広い層にアプローチして食品表示の適正化、法令遵守に向けた出張講座を実施。アンケート調査を行い、今後の普及・推進に活用 (11)食品の業者間取引の説明会について出張講座等にあわせ引き続き積極的に開催 (12)県・市町村・保健所等関係機関や各部等の開催するイベントを通じた消費者・事業者に対する食品表示110番及び出張講座の周知徹底</p>																					
<p>消費者等とのコミュニケーションの推進</p>	<p>指 標 : リスクコミュニケーション等意見交換会の開催を評価する者の割合 目標年度 : H21 担 当 部 : 消費・安全部</p>	<p>(単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="443 592 1019 678"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>92</td> <td>89</td> <td>88</td> <td>86</td> <td>86</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>リスクコミュニケーション等を評価するには、情報提供内容、意見交換の内容等様々な要素がありこれらを総合的に判断するため、開催に対する評価を目標値として設定する。 目標値は、これまでのアンケート調査結果(17年度89%、18年度88%)を基に設定。</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	-	-	90	90	90	実 績	92	89	88	86	86		<p>1, 取組の方向 消費者等との交流を推進するため、幅広い関係機関と連携の上、意見交換、情報提供を行う。特に、地域の活動家等へ対象を拡大するとともに、食品の安全に関するテーマで、消費者等とのコミュニケーションを重点的に進めることとし、実施に当たっては、積極的なPRに努める。 また、国民目線で、わかりやすく説明ができるよう職員の説明能力、コミュニケーション能力の向上を図る。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 食品に関する意見交換(1回) (2) 消費者団体との懇談会(1回) (3) 管内生協との懇談会(1回) (4) 消費者の部屋セミナー(4回) (5) 一般消費者との懇談会(2回) (6) 職員のコミュニケーション能力研修の実施(2回)</p>	
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目 標	-	-	-	90	90	90																			
実 績	92	89	88	86	86																				

第2, 東海農業・農業関連産業の振興

- 東海の特徴を活かした食料産業の振興 -

目 標		平成21年度活動計画																											
項	目	指標、目標値、達成状況等						目標設定の考え方																					
効率的かつ 安定的な農 業経営の構 築（土地利 用型を中心 に）	水田農業経 営を中心と した担い手 の育成	指 標 A : 認定農業者数 目標年度 : H21 担 当 部 : 生産経営流通部 (単位: 経営体)						指標 A : 認定農業者数は 担い手の育成に当たっ ての基本となるもので あることから目標とし て設定。目標値は、管 内各県担い手育成総合 支援協議会が作成した アクションプログラ ムの目標数値を踏まえ設 定。 指標 B : 一定の条件を備 えた集落営農組織数は 水田経営所得安定対策 の対象となる重要な担 い手であることから目 標として設定。目標値 (H20、H21)は、H19年 度の加入実績から5%ず つの増加を見込んで設 定。																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>7,400</td> <td>8,500</td> <td>9,600</td> <td>10500</td> <td>11200</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>6,803</td> <td>7,041</td> <td>8,209</td> <td>9,198</td> <td>集計中</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (注) : H19実績はH20年3月末								H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	7,400	8,500	9,600	10500	11200	実 績	6,803	7,041	8,209	9,198	集計中	
			H16	H17	H18	H19	H20		H21																				
		目 標	-	7,400	8,500	9,600	10500		11200																				
実 績	6,803	7,041	8,209	9,198	集計中																								
指 標 B : 一定の条件を備えた集落営農組織数 目標年度 : H21 担 当 部 : 生産経営流通部 (単位: 経営体)																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>232</td> <td>243</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>221</td> <td>集計中</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (注) H19実績は19年産水田経営所得安定対策への18年秋加入 申請分を含んだもの							H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	-	-	-	232	243	実 績	-	-	-	221	集計中				
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																							
目 標	-	-	-	-	232	243																							
実 績	-	-	-	221	集計中																								
		1, 取組の方向 市町村に対し、水田経営所得安定対策に係る出張受付、農業 経営基盤強化準備金の説明会、担い手アクションサポート事業 等の説明会等において、「認定農業者制度の運用改善のためのガ イドラインについて」に基づき、認定農業者に係るメリットの 周知徹底と各種施策の積極的な活用及び再認定についての指導 を強力に推進する。また、水田経営所得安定対策においては、 加入要件を満たしている農業者に対するメリットの周知徹底、 市町村特認制度の活用促進、水田等有効活用促進対策の理 解の促進、食料自給率向上に向けた取組への理解の促進、 地域の実情に応じた対策加入者への支援、等にポイントを置き、 地域別の課題について、県担い手育成総合支援協議会及び関係 部局と連携して課題解決に努めるとともに、加入促進を図る。																											
		2, 具体的取組内容 (1) 「いつでもどこでも担い手相談会」を要望があれば開催する とともに、対策加入者が集まる加入申請時等に、生産調整部 局、産地づくり部局、畜産部局と連携し、局幹部等による地 域の農家の方々との意見交換会等を実施する。 (2) 地域別に課題等を整理のうえ、対応策を検討し、県担い手 育成総合支援協議会等と連携した個別指導の実施（水田経営 所得安定対策出張受付：約50回） (3) 水田経営相談窓口（農政安心ダイヤル）の相談活動の継続実 施 (4) 担い手育成・確保及び水田経営所得安定対策を推進するた めのPR資料（経営所得安定対策だより）を定期発行（年5回） し、対策加入者及び関係機関等への配布、局HPでのPR (5) 担い手育成総合支援協議会等関係機関と連携を図りつつ、 担い手の賦存・確保状況等、これら動向を踏まえた課題・目 標・取組方針等を記載し、定期的に取り組状況・成果等を「担 い手育成カルテ」として取りまとめ、関係機関で情報を共有 することにより、連携して取組を強化促進 (6) 関係補助金等の交付先であり、担い手育成・確保運動の中 心的推進主体である県及び地域担い手育成総合支援協議会の 運営・活動等を、より効率的・効果的に推進するため、各々 の課題と対応策等を検討 (7) 担い手の育成・確保を推進するための施策の周知徹底等の																											

			<p>実施(県担い手育成総合支援協議会等担い手担当者会議(3回：4月、10月、1月) 農業経営基盤強化準備金制度説明会(9月))</p> <p>(8) 認定農業者等に対するフォローアップを実施するため、全国における優良事例を市町村等に紹介し、支援を行う</p> <p>(9) 農業経営基盤強化準備金の制度説明会(10地区、市町村段階)</p> <p>(10) 農業経営基盤強化準備金の出張受付(3地区、JA段階)</p> <p>(11) 農業経営基盤強化準備金制度等を周知するためのPR資料の作成、関係機関等への配付、局HPでのPR</p>																					
	<p>指 標：担い手への農地(水田)利用集積面積 目標年度：H21 担当部：生産経営流通部</p> <p style="text-align: right;">(単位：千ha)</p> <table border="1" data-bbox="427 512 1010 595"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>47.3</td> <td>51.3</td> <td>55.3</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>-</td> <td>39.3</td> <td>41.4</td> <td>42.2</td> <td>集計中</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)：H19実績は推計値</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	-	-	-	47.3	51.3	55.3	実績	-	39.3	41.4	42.2	集計中		<p>効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用集積は、農業の持続的な発展のための重要な施策であることから担い手への農地(水田)利用集積面積を目標として設定。</p> <p>目標値は、管内各県の水田面積に今後の農地面積のすう勢を勘案の上、管内各県の基本方針で示された目標集積率を踏まえて設定(当該目標値は、農業経営の展望の目標と整合)。</p>	<p>1 取組の方向 担い手育成課と連携して、市町村等に対し、農地利用集積関係事業の積極的な活用等について働きかけを行い、認定農業者、集落営農組織等の担い手への農地利用集積を図るとともに、21年度から実施される新たな利用集積施策を活用して農地の分散錯圃を解消するため面的な集積を促進し、効率的かつ安定的な経営体の育成に資する。</p> <p>2 具体的取組内容 (1) 農地利用集積に関する市町村への推進活動及びフォローアップ活動(25回) (2) 「農地利用集積事務の案内」(マニュアル)1,000部を作成し、市町村等に直接配布して利用集積を働きかけるとともに、局HPでもPR (3) 面的集積事例、市町村単独事業実施事例の収集と局HP等での情報発信 (4) 農地利用集積を推進するための施策の周知徹底(県担当者会議3回：4月、10月、1月)</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																		
目標	-	-	-	47.3	51.3	55.3																		
実績	-	39.3	41.4	42.2	集計中																			
	<p>指 標：基盤整備による担い手への農地利用集積面積 目標年度：H21 担当部：整備部</p> <p style="text-align: right;">(単位：ha)</p> <table border="1" data-bbox="427 1062 1010 1145"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>-</td> <td>1,290</td> <td>1,400</td> <td>1,770</td> <td>1,870</td> <td>1,970</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>1,190</td> <td>1,430</td> <td>1,670</td> <td>1,920</td> <td>集計中</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	-	1,290	1,400	1,770	1,870	1,970	実績	1,190	1,430	1,670	1,920	集計中		<p>担い手の育成・確保に向け、基盤整備実施地区における担い手の農地集積が重要であることから、農地利用集積面積を目標として設定する。</p> <p>目標値は、各種基盤整備事業の受益面積4,824haを基にこれまでの実績を踏まえて設定する。</p>	<p>1、取組の方向 基盤整備による農業構造改革を加速化するため、各県・市町村・土地改良区と連携を図りながら、担い手への農地の集積を促進する。</p> <p>2、具体的取組内容 県、市町村に対し事業制度の説明を行うと伴に促進計画の作成に対する指導・助言を行う。</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																		
目標	-	1,290	1,400	1,770	1,870	1,970																		
実績	1,190	1,430	1,670	1,920	集計中																			

目 標		平成21年度活動計画																																																
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標設定の考え方																																															
	一般企業等の農業への参入	<p>指 標 : 一般企業等の農業への参入 目標年度 : H21 担 当 部 : 生産経営流通部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>16</td> <td>22</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>-</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>集計中</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	-	-	16	22	28	実 績	-	4	9	15	集計中		<p>意欲的な企業の農外からの新規参入を促進することは国内農業の体質強化を図るために重要な制度であることから、一般企業等の農業への参入を目標として設定。 目標値は、特定法人貸付事業の実施を基本構想に位置づけた管内の市町村数を踏まえて設定(この目標値は、21世紀新農政2006の目標と整合)。</p>				<p>1, 取組の方向 建設業界、食品業界等の団体等に対して制度及び支援施策をPRするとともに、食品課、県、市町村、農業会議との連携のもとに、特定法人貸付事業による一般企業の農業参入を加速化</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 出張セミナーによる推進活動(5回) 中部地区建設産業再生支援協議会、商工会議所等の各種セミナー等に出向き制度及び支援施策をPR (2) ホームページ等を活用した情報提供 ・局HPを随時更新し、最新の支援施策や参入区域、参入事例等の情報を発信 ・食品課と連携し、各種イベントにおいて一般企業等の農業参入の促進に係るパンフレットを配布(1,000部) (3) 市町村に対する助言・指導(20市町村) 基本構想に特定法人貸付事業を位置づけていない市町村等を対象に巡回し、基本構想への位置付けと参入促進を図る上での課題等を明確にした上で適切な指導を実施 (4) 参入法人事例集の作成・配布及び局HPへの掲載(300部) 参入希望法人に対して参入アイデアや支援策の活用方法を広くPRするため、参入法人事例集を作成し、配布等行う。</p>																						
		H16	H17	H18	H19	H20	H21																																											
目 標	-	-	-	16	22	28																																												
実 績	-	4	9	15	集計中																																													
	農業生産基盤の整備	<p>指 標 : 基幹水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るための機能診断、機能保全計画の策定数 目標年度 : H21 担 当 部 : 整備部</p> <p>国営造成施設 (単位: 施設単位)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>111</td> <td>127</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>71</td> <td>92</td> <td>111</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「施設単位」: 点的施設は1カ所=1施設単位 水路は5km=1施設単位と勘定</p> <p>県営造成施設 (単位: 地区数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>37</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>7</td> <td>25</td> <td>35</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	-	-	-	111	127	実 績	-	-	71	92	111			H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	-	-	-	37	58	実 績	-	-	7	25	35		<p>農業水利施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコスト(建設・維持管理等にかかる全てのコスト)を低減するため、基幹的水利施設の機能診断、機能保全計画策定を実施。国営造成施設は、H23年度までに全ての施設を対象に実施。県営造成施設は、H22年度までに緊急性の高い施設を対象に実施。このための年度ごとの目標値を設定。</p>				<p>1, 取組の方向 良好な営農条件を備えた農地及び農業用水の確保に向けて、農業水利施設の適切な更新・保全管理を実施するため、県・市町村・土地改良区等と連携して機能保全計画を策定する。また、施設の機能診断に基づき劣化の状況に応じて予防保全と更新整備を適切に選択し、ライフサイクルコストを低減するストックマネジメント手法の導入を図る。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 国営造成施設 国営造成水利施設保全対策指導事業により、5地区(16施設単位)を対象に機能診断、機能保全計画策定を実施 (2) 県営造成施設 基幹水利施設ストックマネジメント事業により、23地区を対象に機能診断、機能保全計画策定を実施 (3) 団体営造成施設 地域農業水利施設ストックマネジメント事業の新規創設により、地域農業水利施設保全対策実施方針を策定 (4) 説明会の開催 スtockマネジメント事業を円滑に推進するため、具体的な機能診断内容等の説明会を開催(1回)</p>	
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																												
目 標	-	-	-	-	111	127																																												
実 績	-	-	71	92	111																																													
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																												
目 標	-	-	-	-	37	58																																												
実 績	-	-	7	25	35																																													

国際競争力のある産地づくり	麦、野菜、畜産等産地の体質強化	<p>< 麦 > 指 標 : 小麦の新品種作付面積シェアの拡大 目標年度 : H21 担当部課 : 生産経営流通部 (単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>44</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>30</td> <td>37</td> <td>44</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 新品種とは麦新品種緊急開発プロジェクト(H11~18)等により開発された品種 うち奨励品種 イワイノダイチ(岐阜県、愛知県) あやひかり、ニシノカオリ(三重県) タマイズミ(岐阜県、三重県)</p>		H18	H19	H20	H21	目 標	-	-	44	47	実 績	30	37	44		<p>実需者ニーズに応じた良質麦の計画的な生産及び生産コストの低減を図るため、高品質で収量性の高い新品種の作付面積シェアの拡大を目標として設定。 目標値は、麦産地協議会単位で策定した産地強化計画等を踏まえ各県において品種別作付目標(計画)面積を設定。</p>	<p>1, 取組の方向 東海地域麦類良質品種実用化・普及促進協議会を開催し、実需者と連携した新品種の評価活動を行うとともに、JAや関係行政機関等で構成する産地協議会が策定した産地強化計画に基づく新品種への作付転換を推進する。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 東海地域麦類良質品種実用化・普及促進協議会の開催(2回) 麦実需者、県(麦生産振興部局、普及部局、試験研究部局)、生産者団体、(独)作物研究所、農政局により、需要に応じた小麦の品質評価等の検討を行う。 (2) 麦生産対策会議の開催(2回) 県、生産者団体等を参集し、需要に応じた新品種の作付拡大や生産性向上を図るための情報交換を行う。 (3) 現地指導(1カ所) H20から国の直接採択事業を活用し、麦の生産性向上を図っている事業実施主体に対し、事業の円滑な実施に向け現地指導を行う。</p>					
		H18	H19	H20	H21																			
目 標	-	-	44	47																				
実 績	30	37	44																					
	<p>< 野菜 > 指 標 : 産地強化計画における認定農業者数(指定産地:67産地(H20.5現在)) 目標年度 : H21 担 当 部 : 生産経営流通部 (単位: 経営体)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2,478</td> <td>2,664</td> <td>2,850</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2,292</td> <td>2,380</td> <td>2,446</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)H20実績は20年12月現在</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	-	-	2,478	2,664	2,850	実 績	-	-	2,292	2,380	2,446		<p>産地強化計画の推進指標として、認定農業者数を目標として設定。 目標値は、産地強化計画における認定農業者数として設定。</p>	<p>1, 取組の方向 食農教育等を通じ、消費拡大、国産野菜の安全・消費者の信頼確保を訴えるとともに、産地での一層のコスト低減等により、規模拡大による認定農業者の増加を図る。 また、引き続き加工・業務用産地育成へ向けた取組を進める。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 推進会議の開催(2回) (2) 現地検討会の開催(5回) (3) 交流会の開催(1回) (4) 計画推進状況調査、指導(20カ所・産地)</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																		
目 標	-	-	-	2,478	2,664	2,850																		
実 績	-	-	2,292	2,380	2,446																			

目 標		平成21年度活動計画																						
項	目	指標、目標値、達成状況等						目標設定の考え方																
	<p>< 畜産 > 指 標 : 認定農業者の認定率 目標年度 : H21 担 当 部 : 生産経営流通部</p> <p style="text-align: right;">(単位: %)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> </tr> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>31</td> <td>36</td> <td>42</td> <td>50</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>28</td> <td>32</td> <td>46</td> <td>49</td> <td>集計中</td> <td></td> </tr> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	31	36	42	50	55	実 績	28	32	46	49	集計中		<p>高齢化、後継者不足等により、畜産部門の担い手の育成、確保が急務となっていることから、目標として設定。</p> <p>目標値は、当初、酪肉近代化基本方針の具体化に向けた工程表に係る「認定農業者の認定率向上に向けた地域計画」をもとに設定したが、H18でH20目標(47%)近くまで達成(19年7月判明)したことからH20の目標を上方修正するとともに、H19で上方修正後のH20目標(50%)近くまで達成(20年11月判明)したことからH21の目標を上方修正。</p>	<p>1, 取組の方向 認定農業者の認定率の向上を図るため、引き続き、ブロック会議の開催や現地指導等を実践する。また、20年度の取組状況のフォロー・アップのため、20年度実績調査の実施・とりまとめを行う。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) ブロック会議等の開催(2回) 年度当初において、21年度の行動計画の検討・決定を行うとともに、年度末において、取組の検証と次年度における対応の検討を行う。 (2) 現地指導(3カ所) 市町村・生産者団体の会合等に参加し、認定農業者のメリット等を紹介し、取組を推進する。 (3) 20年度実績調査の実施・取りまとめ 経営体別(酪農、肉用牛繁殖、肉専肥育、交雑種肥育、乳用種肥育、子取り用雌豚、肥育豚、採卵鶏、ブロイター) 飼養頭数規模別に認定農業者数を調査・集計する。 (4) 認定農業者に関するPR資料の作成・配付 PR資料について、4~5月にかけて検討し、6月を目途に各県・団体を通じ生産者へ提供する。また、現地指導においても説明・配布する。</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																		
目 標	-	31	36	42	50	55																		
実 績	28	32	46	49	集計中																			
	<p>GAP(農業生産工程管理)の導入・普及の推進</p> <p>指 標 : GAPを導入する産地の育成 目標年度 : H21 担 当 部 : 生産経営流通部</p> <p style="text-align: right;">(単位: 産地)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> </tr> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>50</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>32</td> <td>43</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注)実績は、19年度は12月末の集計、20年度は7月末の集計。</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	-	-	-	50	100	実 績	-	-	-	32	43		<p>平成23年までに主要な産地でGAPの導入を図ることとし、主要作物(稲・麦・大豆・野菜・果樹)で産地強化計画を策定した産地の内、85%に当たる200産地で導入を図る。目標値は、H23までの4年間で200産地(50産地/年)を拡大するものとして設定。</p>	<p>1, 取組の方向 導入が進まない理由を産地ごとに整理し、局としての推進方針を明確にした上で具体的に推進する。特に県版GAPをベースに普及・推進する県等とは、その動きとの整合性を図る。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 推進会議等の開催(2回) 局としての推進方針の決定及び推進。 (2) 導入状況調査(2回) 推進の結果の把握(本省調査とリンク) (3) 現地調査・指導(5カ所) 導入状況調査結果により導入の遅れている地区を中心に導入が遅れている理由の把握及び導入を推進。</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																		
目 標	-	-	-	-	50	100																		
実 績	-	-	-	32	43																			
	<p>輸出促進に向けた取組の促進</p> <p>指 標 : 農産物等の輸出品目の拡大 目標年度 : H21 担 当 部 : 生産経営流通部</p> <p style="text-align: right;">(単位: 品目)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> </tr> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	-	-	-	-	-	実 績	-	-	-	-	-	-	<p>グローバル化、国際交流機能(港湾、空港)の充実等の状況を踏まえ目標として設定。</p> <p>21年度までに、現行輸出</p>	<p>1, 取組の方向 東海地域の輸出促進をより一層推進するため、東海地域農林水産物等輸出促進協議会を中心として、各関係機関との連携強化を図り、管内各県及び地域段階の輸出促進団体等を支援する。輸出促進セミナー・国内外バイヤーとの商談会を開催すると</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																		
目 標	-	-	-	-	-	-																		
実 績	-	-	-	-	-	-																		

目標	-	4	5	6	9	10
実績	3	4	6	8	9	

(注)目標数値は農業団体等の生産現場における取組数

品目のほか、テスト輸出、見本市等により輸出品目を拡大。実績等を踏まえ20年度に上方修正。

もに輸出産地への現地調査及び輸出関係者との意見交換を随時実施する。

2、具体的取組内容

- (1) 東海地域農林水産物等輸出促進協議会総会、幹事会及び講演会（事例発表会）の開催(各1回)
- (2) 農林水産物・食品輸出セミナー・商談会(仮称)の開催(1回)
 - ・輸出に意欲ある生産者等を集めたセミナー・商談会・発掘会を開催し、輸出実現・拡大をサポートする。
- (3) 輸出関連団体と連携したセミナー等の開催(1回)
- (4) 局内推進チーム会議(2回)
- (5) 現地指導・調査(3県)
 - ・輸出に関心のある(可能性がある)生産現場の輸出にかかる課題を調査・把握し、輸出実現に向けた輸出促進対策予算の効果的な活用促進や協議会関係者からのアドバイス等によるサポートを行う。また、輸出促進マップの更新や東海の食文化に関わる加工食品の調査の充実を図る。
- (6) 輸出関係者との意見交換(4回)
 - ・輸出に向けた生産現場の課題について、協議会会員等と連携して意見交換し、対応する。
- (7) 情報の収集及び提供(随時)
 - ・メールマガジン(月2回)の発行等、積極的に情報を収集・提供するとともに、輸出相談にきめ細かく対応し、相談者をサポートする。

農業と食品産業等との連携の促進(産学官連携を含む)

農業と食品産業等との連携の促進(産学官連携を含む)

指 標：農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画認定数

目標年度：H21

担当部課：生産経営流通部
(単位：計画)

	H19	H20	H21
目標	-	6	25
実績	-	19	集計中

「農商工等連携促進法」における全国の認定目標数で目標値を推定する。実績については、農商工等連携事業計画認定数で把握する。

農商工等連携促進法の計画認定は、最終目標年のH24までに全国で500計画を認定するよう目標設定されており、農商工等連携事業計画を2計画/年/県の目標が設定されている。従って、東海地域は、3県×2計画=6計画/年。ただしすでに目標を上回っているため、単年度目標6件を加え25に上方修正する。

1、取組の方向

東海農政局農商工等連携推進会議を中心に、局内各担当の農商工関連事業取組を通じ、情報の共有化と農商工等連携促進を図る。局外各機関と連携し、農林水産漁業者、食品産業者を中心に施策説明を行い、具体的な事業発掘、計画認定に向けた現地調査、指導等を行い、農業と食品産業との連携強化、地域の活性化を図る。

2、具体的取組内容

- (1) 食料産業クラスター協議会と一層の連携を図り、協議会会員による農商工等連携を指導するとともに、協議会会員拡大に向けた協力、指導
- (2) 中部経済産業局、中小企業基盤整備機構中部支部、地域力連携拠点等との連携の推進
- (3) 農商工連携フォーラム、農商工連携マッチングフェア及び農商工連携ビジネスセミナー、事業説明会等の開催等

目 標		平成 2 1 年度活動計画
項	目	
その他	花 き	<p>担 当 部：生産経営流通部</p> <p>1, 取組の方向 花き産業振興方針に定められているホームユース需要を中心とした需要拡大等の推進に向けたイベント、普及活動等及び花育の推進上の課題解決に向けた取組を実施する。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 検討会等の開催 主に、花育の具体的な取り組みについて検討(3回)</p> <p>(2) イベント等の開催 ・花育の実践的推進のための取組(3回) / 詳細については関係者と協議 ・花き業界関係者と連携し、講演、セミナーを実施(2回) / テーマについては関係者と協議</p> <p>(3) 現地指導等(10カ所) 生産現場における直近の実情を把握し、必要に応じて支援事業等のPRに努める。</p>
	鳥獣害対策	<p>担 当 部：生産経営流通部</p> <p>1, 取組の方向 鳥獣被害防止特措法第4条に基づく被害防止計画の作成及び鳥獣害防止総合対策事業への取組推進のため、20年度の問題点等を踏まえ、管内市町村等に対する現地説明会を実施する。鳥獣害対策に携わる関係機関との連携、情報交換を図るとともに、研修会の開催や局HPやメールマガジン等による情報発信の強化に取り組む。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 現地指導(3県) 被害防止計画及び事業説明会</p> <p>(2) 東海地域鳥獣害対策連絡推進委員会の開催(1回) 県、林野庁、環境省との連携、情報交換</p> <p>(3) 研修会の開催(1回) 北陸・近畿・東海地域鳥獣害対策研修会(基調講演、事例発表等)</p> <p>(4) 鳥獣害対策に関する情報発信 「東海地域鳥獣害メーリングリスト」、「農作物鳥獣害対策ネットワーク東海」及びメールマガジンの発行(12回/年)による情報発信</p>

第 3 , 環境・資源の保全と魅力あるむらづくりの推進

- 農業・農村環境と地域資源の保全、都市との双方向交流 -

目 標		平成21年度活動計画																																												
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標設定の考え方																																											
地域資源の保全を通じた農村環境の保全	農地及び農業用水等の保全	<p>指 標 : 農地面積(農業振興地域農用地区域内(H11年度を基準に目標値を設定))</p> <p>目標年度 : H21</p> <p>担当部 : 農村計画部</p> <p>(単位:千ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H11</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>165</td> <td>165</td> <td>165</td> <td>165</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>167</td> <td>163</td> <td>161</td> <td>161</td> <td>集計中</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)農地面積は耕作放棄地面積を除く数値</p>		H11	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	165	165	165	165	165	実績	167	163	161	161	集計中		<p>優良農地の確保を基本として、各県の農業振興地域整備基本方針における目標値(H21)を採用。</p> <p>岐阜県 : 45.9千ha 愛知県 : 63.3千ha 三重県 : 55.7千ha 計 : 164.9千ha</p>	<p>1,取組の方向 「農地改革プラン」の方向に沿った農地制度の法改正後、より一層の優良農地の確保や耕作放棄地解消を図るため、県、市町村に対して説明・助言等に努めるとともに、耕作放棄地全体調査、解消計画の年度更新等を図る市町村等への支援や耕作放棄地解消のための各種施策の推進を行う。</p> <p>2,具体的取組内容 (1)農振制度の市町村勉強会や改正農地制度の周知を図るための説明会の開催(3回) (2)耕作放棄地全体調査の年度更新等を図る市町村及び農業委員会への支援 (3)耕作放棄地解消計画の年度更新等を図る市町村等への支援 (4)耕作放棄地解消事例の作成・普及・推進 (5)耕作放棄地重点解消モデル地区(各県1地区)への支援 (6)耕作放棄地解消に向けた各種施策の推進</p>																					
	H11	H17	H18	H19	H20	H21																																								
目 標	-	165	165	165	165	165																																								
実績	167	163	161	161	集計中																																									
地域資源の保全を通じた農村環境の保全	農地及び農業用水等の保全	<p>指 標 : 農地・水・環境保全向上対策(共同・営農活動)地区面積</p> <p>目標年度 : H21</p> <p>担当部 : 整備部</p> <p>共同活動 (単位:百ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>600</td> <td>660</td> <td>680</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>650</td> <td>680</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>営農活動 (単位:百ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>23</td> <td>28</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	-	-	600	660	680	実績	-	-	-	650	680			H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	-	-	-	27	28	実績	-	-	-	23	28		<p>農地、農業用水、農村環境の良好な保全とその質的向上を図ることを通じて地域の振興に資するため、地域ぐるみで効果の高い共同活動と農業者ぐるみの先進的な営農活動が実施されることを目標に、次に示す地元要望等に基づき設定する。</p> <p>(地域要望等に基づき設定)</p> <p>共同活動 岐阜県 : 250 百ha 愛知県 : 290 百ha 三重県 : 140 百ha 計 : 680 百ha</p> <p>営農活動 岐阜県 : 6 百ha 愛知県 : 19 百ha 三重県 : 3 百ha 計 : 28 百ha</p>	<p>1 取組の方向 これまでの特色ある取組事例を幅広く活動組織に情報提供することにより、地域で創意工夫のある取組が進むよう支援する。また、地域住民・消費者に農業農村の多面的機能や農地・農業用水等の資源の保全の重要性等を訴える取組事例を局HPなどにより発信する。</p> <p>2 具体的取組内容 (1)これまで事例発表会で発表された特色ある取組事例が、地域協議会の会報等で広く広報されるよう支援するとともに、局HPにより情報発信する。 (2)活動組織が持続性をもって取り組むため、また、創意工夫のある取組を展開していくために、行政機関はどのような支援やサポートをすべきか地域協議会、県、市と意見交換会を実施して把握する(各県1回)。</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																								
目 標	-	-	-	600	660	680																																								
実績	-	-	-	650	680																																									
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																								
目 標	-	-	-	-	27	28																																								
実績	-	-	-	23	28																																									

目 標		平成21年度活動計画																							
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標設定の考え方																						
		<p>指 標 : 優良農地の確保・保全面積(農地防災事業により農業災害の防止が図られる農地面積)</p> <p>目標年度 : H21</p> <p>担 当 部 : 整備部</p> <p style="text-align: right;">(単位:千ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>16.0</td> <td>18.0</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>4.7</td> <td>6.9</td> <td>10.1</td> <td>12.5</td> <td>17.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)実績は平成16年度以降の累計面積</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	-	-	-	16.0	18.0	実 績	4.7	6.9	10.1	12.5	17.0		<p>農業災害の防止を図り、農業の持続的な発展に資することを目的として実施する。農地防災事業の個別事業の整備が完了する面積を目標値として設定する。</p>	<p>1 取組の方向 東海地域の農地防災事業は、濃尾平野の低平地帯を始めとする湛水防除や地盤沈下対策、都市化の進行による水質悪化等による水質保全対策、丘陵地や中山間地域における農業用ため池等の整備を中心に実施している。また、東海・東南海地震に係る地震防災対策地域等に指定されており、農業用排水施設等の耐震対策を踏まえた整備の推進に併せて、減災の観点も重視したソフト事業の充実を図り、農地・農業用施設の保全、安全及び安心な地域社会の形成に貢献に資する。</p> <p>2 具体的取組内容 (1) 事業促進を図るため、事業主体に対し事業制度の説明会等を実施(説明会1回、各県別打合せ1回)する。 (2) 減災の観点も重視したソフト対策を推進するため、前年度までに実施した、ため池の防災・減災策の取組の成果を取りまとめ、関係自治体への普及、拡大を図るため、関係各県等との検討会を開催する。</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目 標	-	-	-	-	16.0	18.0																			
実 績	4.7	6.9	10.1	12.5	17.0																				
環境保全型農業の推進	環境保全型農業の推進	<p>指 標 : エコファーマーの育成・確保</p> <p>目標年度 : H21</p> <p>担 当 部 : 生産経営流通部</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>3,347</td> <td>3,760</td> <td>4,772</td> <td>4,942</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>2,934</td> <td>3,298</td> <td>4,359</td> <td>4,883</td> <td>5,018</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)目標は各県長期計画の積み上げ</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	3,347	3,760	4,772	4,942	5,000	実 績	2,934	3,298	4,359	4,883	5,018		<p>環境にやさしい農業生産を行う農業者であるエコファーマーの認定件数を目標として設定目標値は、各県が目標として掲げているエコファーマー認定件数をもとに設定。</p> <p>(注)平成19年4月「農地・水・環境保全向上対策」対策開始時点の各県の申請状況を踏まえ、エコファーマーの認定件数を目標を見直した。</p>	<p>1、取組の方向 持続農業法に基づくエコファーマーの認定について着実な推進を図るとともに、東海ブロックにおける有機農業の推進方向を明確化し推進する。</p> <p>2、具体的取組内容 (1) 推進会議の開催(2回) 東海の推進方向を明らかにし、それに沿った環境保全型農業の推進。 (2) セミナーの開催(1回:参加者100名) 生産者、消費者に対する環境保全型農業の理解の促進。 (3) 技術マニュアルの作成 生産者等に対し、再認定を促進するための技術等の解説、助言 (4) 環境保全型農業に係る情報の提供(H Pのデータ更新及び「農地・水」事例紹介) 広く一般に環境保全型農業の情報を提供。 (5) 有機農業推進委員会の開催(2回) 東海における有機農業の推進方向を明示し、有機農業を推進。</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目 標	-	3,347	3,760	4,772	4,942	5,000																			
実 績	2,934	3,298	4,359	4,883	5,018																				
バイオマス利活用の推進	バイオマス利活用の推進	<p>指 標 : バイオマスタウン構想策定市町村数</p> <p>目標年度 : H21</p> <p>担 当 部 : 企画調整室</p>	<p>新たな「バイオマス・ニッポン総合戦略」の具体的目標(平成22年度までにバイオマスタウン構想</p>	<p>1、取組の方向 様々な機会を捉え、バイオマス利活用について普及・推進を図るとともにバイオマスタウン構想の策定を推進する。また、農水省としてバイオマス燃料の取り組み強化を打ち出している</p>																					

		<p>(単位：市町村)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>-</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>8</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)H20実績はH21.03見込み</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	-	3	6	6	11	16	実績	0	0	2	4	8		<p>を300程度)を準用するとともに、計画作成や事業の実施などのバイオマス利活用の取組を促進することを目的として設定。目標値は、平成18年3月策定された新たな「バイオマスニッポン総合戦略」を基に設定。</p>	<p>ことから、バイオ燃料の推進に積極的に取り組む。</p> <p>2、具体的取組内容</p> <p>(1) 環境バイオマス総合対策推進事業を通じ市町村のバイオマス賦存量調査やセミナーによる普及・推進等を行い、バイオマスの利活用やバイオマスタウン構想策定を推進する。</p> <p>(2) 局HPでバイオマス利活用に関する情報を提供する。</p> <p>(3) バイオマスメールニュース発行するとともに会員の拡大を図る。</p> <p>(4) バイオマス取組事例集を作成し、実際のバイオマスの活用手法や先端技術、取組効果等を紹介する。</p> <p>(5) 市町村を訪問し、バイオマスの利活用やバイオマスタウン構想策定の推進を図る。</p> <p>(6) その他、各種イベントを通じて一般市民に対するバイオマス・ニッポン総合戦略のPRを行う。</p>																					
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																								
目標	-	3	6	6	11	16																																								
実績	0	0	2	4	8																																									
都市と農村の交流	都市と農村の交流	<p>指標 A：主な交流促進施設の入込客数 目標年度：H21 担当部：農村計画部</p> <p>(単位：万人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>-</td> <td>1,540</td> <td>1,580</td> <td>1,620</td> <td>1,660</td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>1,500</td> <td>1,554</td> <td>1,668</td> <td>1,730</td> <td>集計中</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>指標 B：主な農林漁業体験民宿宿泊者数 目標年度：H21 担当部：農村計画部</p> <p>(単位：千人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>-</td> <td>16.4</td> <td>16.8</td> <td>17.2</td> <td>17.6</td> <td>18.0</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>16.0</td> <td>16.9</td> <td>20.3</td> <td>集計中</td> <td>集計中</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	-	1,540	1,580	1,620	1,660	1,700	実績	1,500	1,554	1,668	1,730	集計中			H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	-	16.4	16.8	17.2	17.6	18.0	実績	16.0	16.9	20.3	集計中	集計中		<p>農業・農村体験等を提供できる施設や民宿の利用者数を目標として設定。各目標値は、過去の傾向を基に設定。</p>	<p>1、取組の方向</p> <p>都市と農村の交流を促進するため、都市住民等への農村の魅力の発信、関係者間の情報の共有、関係機関との連携が重要との観点から、情報発信の強化等様々な取組を推進することとし、特に「子ども農山漁村交流プロジェクト」の活動に重点を置く。</p> <p>2、具体的取組内容</p> <p>(1) 局HPの充実等情報発信の強化</p> <p>(2) 民間団体等(特にNPO法人)に対する情報発信</p> <p>(3) 東海地域における都市と農山漁村の共生・対流連絡会議の開催(2回)</p> <p>(4) 「子ども農山漁村交流プロジェクト」の受入地域拡大に向けた支援及び学校関係者等への働きかけ</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																								
目標	-	1,540	1,580	1,620	1,660	1,700																																								
実績	1,500	1,554	1,668	1,730	集計中																																									
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																								
目標	-	16.4	16.8	17.2	17.6	18.0																																								
実績	16.0	16.9	20.3	集計中	集計中																																									
	多面的機能の理解促進に関する取組	<p>指標：田んぼの生きもの調査の共同調査団体数 目標年度：H21 担当部：農村計画部/整備部</p> <p>(単位：団体)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>28</td> <td>31</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)目標、実績とも団体数は延数</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	-	-	-	20	20	20	実績	-	-	-	28	31		<p>地域に密着し、広く理解を求めめるため、共同調査に参加する「団体数」を目標として設定。目標値は、H18における田んぼの生きもの調査のうち、国・県で実施した調査(24地区)に共同参加した団体数の実績(19団体)を基に設定。</p>	<p>1、取組の方向</p> <p>農業農村の持つ多面的機能について、広く一般国民への理解を促進するため、関係機関と連携して実施する。また、H22年COP10の開催に向けた支援のため、共同調査でのPR等を行う。</p> <p>2、具体的取組内容</p> <p>(1) 国、県が行う田んぼの生きもの調査(20団体)</p> <p>(2) 上記団体が行う共同調査への積極的な参加(4地区)</p>																					
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																								
目標	-	-	-	20	20	20																																								
実績	-	-	-	28	31																																									

目 標		平成21年度活動計画																							
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標設定の考え方																						
農村地域の生活環境の向上	農村部の汚水処理施設の普及	<p>指 標 : 農業集落排水施設の整備率 目標年度 : H21 担 当 部 : 整備部</p> <p>(単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>55</td> <td>58</td> <td>63</td> <td>65</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>52</td> <td>59</td> <td>61</td> <td>63</td> <td>65</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	55	58	63	65	67	実 績	52	59	61	63	65		<p>都市と比べ整備の遅れている汚水処理施設の普及を推進する。 目標値は、個別事業の実施状況を踏まえ、各年度の目標整備率を設定。</p>	<p>1 取組の方向 農村における汚水処理施設の普及のため、市町村に対して事業実施に向けた活動を実施する。</p> <p>2 具体的取組内容 ・市町村に対する普及活動(8市町村)</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目 標	-	55	58	63	65	67																			
実 績	52	59	61	63	65																				
農山漁村の活性化	農山漁村の活性化	<p>指 標 : 活性化計画の作成市町村数 目標年度 : H21(全体目標はH23年) 担 当 部 : 農村計画部/整備部</p> <p>(単位: 市町村)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>16</td> <td>31</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>13</td> <td>34</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 目標、実績とも作成市町村数は延べ数</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	-	-	16	31	47	実 績	-	-	-	13	34		<p>農山漁村活性化法が19年8月に施行された。また、21世紀新農政2007では、この新たな制度の活用により「今後、5年間に全国の市町村での過半(1,000以上)で居住者、滞在者の増加につながる農山漁村の活性化に向けた新たな取組を創出する」とされている。このことを踏まえ、活性化計画が策定される市町村数を目標として設定する。具体的には、今後5年間(H19~H23)に管内の対象市町村(130市町村)の過半以上(6割)で活性化計画の作成を目指すこととし、数値目標として、H23年度までに、78市町村程度、目標年度のH21年度までに47市町村程度とする。</p>	<p>1、取組の方向 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成に向けて、普及・推進を図るとともに、農山漁村活性化の各種施策について、広く推進を行う。</p> <p>2、具体的取組内容 (1) 農山漁村活性化法の県や市町村への周知を図り、活性化計画の作成を推進する。 (2) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金制度の周知を図るため、計画主体との事前相談を行う。 (3) 地域住民、都市住民、NPO、企業等の多様な主体の参画のもと、農山漁村地域の地域資源を保全・活用し、経済活動の活性化や都市と農山漁村の交流等を通じた活力ある農山漁村を実現するモデル的な活動を支援する(東海管内16地区)。 (4) 優れた取組として表彰された地区の普及啓発を図るため、「立ち上がる農山漁村」及び「オーライニッポン表彰」、「美の里づくりコンクール」、「食アメニティコンクール」等の推進を行う。</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目 標	-	-	-	16	31	47																			
実 績	-	-	-	13	34																				